

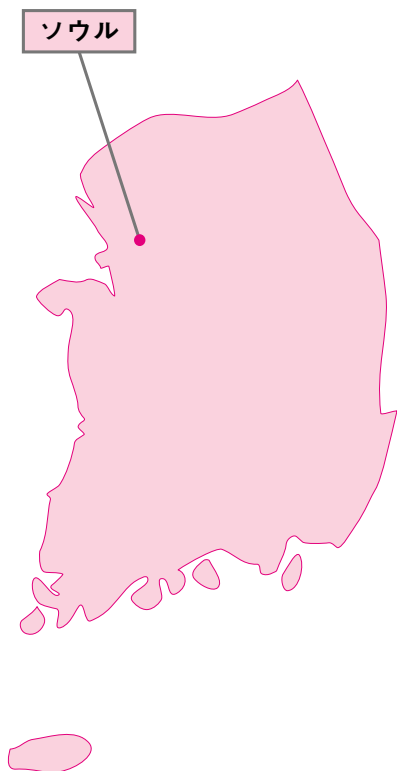
各地の学窓から



韓国のネオ・リベラリズム

李 鋌

(韓国外国語大学・
法科大学教授)



韓国社会は一九九七年の経済的危機を境に大きく変わりつつある。なかでも、労働市場の弾力化や規制緩和に代表される「新自由主義(neo-liberalism)」は、もはや韓国社会において普遍的な価値として位置づけられるようになった。

この新自由主義の影響はあらゆる分野において現れているが、雇用分野においては非正規職(労働者)の数を増やすきっかけとなった。ここでいう非正規職とは、有期雇用、派遣、パートなどをいい、その数は全労働者の五割ともいわれている。もちろん、非正規

職は一九九七年の経済危機以前にも存在した。ところが、この経済的危機を乗り越える過程で、多くの企業は正社員に代わって景気変動に対応しやすく、またコストの安い非正規職労働者を好むようになり、その結果、非正規職が急増したのである。

このような非正規職の増加は、他方で新たな労働問題や社会問題を引き起こす原因となった。すなわち、韓国の場合、非正規職の八割は契約社員と呼ばれる有期雇用であり、その次は派遣社員であるが、彼らは正社員とほとんど同じ仕事をしながらも、賃金や社会保険などにおいて大きな差別を受けているのが問題である。韓国では過去の日本以上に高齢化が進んでいるが、その背景にはこの非正規職問題も一つの原因となっている。韓国では、最近、「DINK族(Double Income No Kids)」という言葉が流行っているが、これは非正規職に就いている若いカップルの場合、収入は二倍となっても将来の雇用に対する不安のために子供を生まないことを意味する。このようなカップルの実態は正確な統計がないために分からないが、最近の低い出生率(一・一六)はDINK族の増加とは無関係とはいえない。そのほかにも、非正規職の多くは、雇用の不安や低収入を理由に結婚をしないか見送る傾向にあり、これが高齢化を進める重要な原因となっている。

そこで韓国政府は、非正規職に対する「濫用と差別」を是正することを至上命題にし、現在の臨時国会では有期雇用や派遣労働を保護するための立法を検討している。現在国会に出されて

いる法案の骨子をみると、有期雇用では、契約の事由は制限せずに契約期間の上限を三年と定め、この期限を超えて引き続き労働者を使用する場合には使用者に当該労働者を直接雇用する義務を課している。派遣労働では、派遣期間三年ごとに二カ月間の「休止期間」を設けるなど違法派遣を厳しく取り締まる反面、派遣の対象業務を従来のポジティブ方式からネガティブ方式に変えるとともに、派遣期間の上限を三年と定め、この期限を超えて引き続き派遣労働者を使用する場合には、有期雇用と同様に、派遣先に当該派遣労働者を直接雇用する義務を課するのが主要内容である。しかし、この法案については労使ともにそれぞれ反対しているために、その見通しは未だに不透明である。

そのほかにも、二〇〇七年から一つの企業(事業場)において複数の労働組合の組織化が許されることに加え、組合専従者に対する賃金支払が禁止される問題をめぐっても労使の意見が対立し、長い期間にわたり労使関係が冷却してきた。しかし、今年になってから韓国労組はその間拒否してきた労使政委員会に復帰するなど解氷のムードが見られはじめている。今年の花見のシーズンには韓国の労使関係にも春が訪れるかもしれない。

李 鋌(い・じょん)

労働法専攻。主な著書として、『解雇紛争解決の法理』(信山社、二〇〇一年)、『整理解雇と雇用保障の韓日比較』(日本評論社、二〇〇一年)など多数。

図書館だより

2月の主な受け入れ図書

<p>①本田由紀著『多元化する「能力」と日本社会』NTT出版 (ix+286頁, B6判) ポスト近代社会の中で個人は、多様な状況に対応できる柔軟で多面的な諸能力を身につけるよう迫られている。しかし著者は、そのような多面的能力を前提とするハイパー・メリトクラシー(超・業績主義)社会を生理的に嫌悪している。共感する人も多いであろうが、それを精緻に理論化するのには著者の課題である。</p>	<p>④野村総合研究所『2010年の日本』東洋経済新報社 (240頁, B6判) 就業者に占める雇用者の割合は、現在、男女とも85%を超えている。しかし本書は、2010年には「雇用社会から起業社会へ」転換すると説き、その促進要因を説明している。団塊の世代のライフスタイルをたのみとする予測はたして実現するのか、野村総研の力量が問われている。解答は4年後にだされる。注視したい。</p>
<p>②鎌田慧著『自律と協働、はたらきがいをもとめて』七つ森書館 (351頁, B6判) 公務員バッシングが激しい。公務員は恵まれているのか。しかし、一時の感情に流されて公務員の労働条件の引き下げを迫れば、回り回って民間労働者にも波及してくる。本書で取り上げられている大阪市の現業労働者で組織される大阪市従業員労組の取組は、公務労働と賃金との関係を冷静に考える材料を提供している。</p>	<p>⑤小川喜道著『障害者の自立支援とパーソナル・アシスタンス、ダイレクト・ペイメント』明石書店 (146頁, A5判) 本書は、英国の障害者自立支援制度としての、ニーズに対応したケアが受けられるパーソナル・アシスタンス制度とダイレクト・ペイメント(現金給付)を詳述している。障害者の主体的な自立生活はいかにして可能か、英国の制度は、4月に障害者自立支援法が施行される日本にとっても大いに参考になるであろう。</p>
<p>③浅野清編『成熟社会の教育・家族・雇用システム』NTT出版 (ix+326頁, A5判) 社会科学の分野での日仏共同研究は珍しいが、本書は、教育・雇用・家族・社会保障システムの日仏比較分析を行っている。現在の日本の労働をめぐるシステムを理解するためには、英米だけでなく、欧州大陸諸国の国々との比較共同研究が必要であり、そのような研究プロジェクトが継続的に実施されることが望まれる。</p>	<p>⑥巖善平著『中国の人口移動と民工』勁草書房 (126頁, B5判) 中国の2003年の農民出稼き労働者=民工は、日本の総人口にも匹敵している。「農民戸籍」という身分制的戸籍制度や農村の人的資本が都市を大幅に下回っている現実等は、成長著しい中国が解決すべき課題の一つである。これらの課題が解決されたとき、中国はどのようなスーパーパワーとして現れてくるのだろうか。</p>
<p>⑦上野千鶴子著『生き延びるための思想』岩波書店 (xiii+277頁, B6判) ⑧佐藤和夫著『仕事のくだらなさとの戦い』大月書店 (179頁, B6判) ⑨大竹文雄著『経済学的思考のセンス』中央公論新社 (xiv+232頁, 新書判) ⑩玄田有史著『14歳からの仕事道』理論社 (165+19頁, B6判) ⑪佐藤博樹他著『団塊世代のライフデザイン』中央法規出版 (138頁, A5判)</p>	<p>⑫田中萬年他編著『働く人の「学習」論』学文社 (189頁, A5判) ⑬渡辺三枝子編著『オーガニゼーション・コンサルティング序説』ナカニシヤ出版 (xiii+212頁, B6判) ⑭岩間夏樹著『新卒ゼロ社会』角川書店 (167頁, 新書判) ⑮広川禎秀他編『戦後社会運動史論』大月書店 (262頁, B6判) ⑯金子光一著『社会福祉のあゆみ』有斐閣 (xvi+309頁, B6判)</p>

(新着受け入れ図書の詳細は、当機構ホームページの「労働図書館」内「新着図書情報」をご覧ください)

今月の耳より情報

先月号に引き続き図書館用語集の第二弾です。今回とりあげた用語は「図書館資料」です。図書館法では、図書館資料は「図書、記録、視覚聴覚教育の資料その他の必要な資料」となっています。資料というと、調査研究用のデータ等を思い浮かべますが、博物館、美術館等で収集対象としない残りのもので、一般に公開しているものすべてを指しているともいえるような状況です(ちなみに著作権法では「図書館等の図書、記録その他の資料」です)。さらに、国立国会図書館法では「図書、小冊子、逐次刊行物、楽譜、地図、映画フィルム、蓄音機用レコード、印刷その他の方法により文字、映像、音またはプログラムを記録した物」と細分化しています。当館で収集している主な資料は以下の四つになります。①図書(単行本、報告書等)、②継続刊行物(雑誌、紀要等)、③ビデオ、④CD・ROM・DVD、です。洋雑誌、紀要の充実は自信をもって自慢できますが、少数ながらビデオも所蔵しており、著作権者の了解を得られたビデオは、貸出も行っていきます(お一人三本、二週間)。さらに、これも少数ながら、白書や「労働判例」等のCD・ROM・DVDも所蔵し、閲覧等に供しています。ご関心のある方は、電話またはカウンターでおたずねください。さらに、「総同盟(戦前)等資料(因島労働組合所蔵文書)」などの特殊コレクション、労働組合大会資料等の灰色文献なども所蔵しています。千野浩氏の「図書館を使い倒す！」(新潮新書)ではありませ

図書館長のつぶやき

が、まだまだ隠れた資料がありますので、当館を使い倒してください。

「本の年鑑」(日外アソシエーツ刊)によると、二〇〇四年に店頭で販売された新刊書は約六万冊にのぼっています。毎日一六〇冊以上の新刊書が出版されていることになりました。この中で当館が主な収集対象としている社会科学の新刊本は何冊ぐらいになるのでしょうか。何千冊にも達するのでしょうか。この中から当館が所蔵すべき図書を選び出すには大変な眼力が必要とされます。当館では「見計らい」(書店さんに対象図書をもってきてもらい、実物を見て収集するかどうかを決定すること)を行っているないので、新刊リストをもとに、タイトル、著者名、出版社名等を参考キーとして選書しています。といっても、社会科学分野に限っても、著者、出版社は数知れず、小才の限られた知識では埋もれてしまう名著も多いことでしょう。当機構の研究員の協力が不可欠です。さらに、洋書となるとさらに心細く全くのお手上げ状態、著者名、出版社名からあたりをつけることもできません。こちららも研究員の選書に頼るしかありません。図書館貸出(ILL)制度が充実したといっても、緊急の用には間に合いません。蔵書の充実が求められますが、来館者の皆さんも当館で所蔵していない労働関係図書で利用したい図書がありましたら、是非閲覧室に設置している「みんなの声」にご意見をお寄せください。一冊ずつでも蔵書構成を豊かにしていきたいと念じています。

当図書館は、社会科学関係書を中心に和書97,000冊、洋書25,000冊、和洋の製本雑誌20,000冊を所蔵している労働関係の専門図書館です。労働関係の分野には、労働法、労働経済、労働運動、雇用職業、女性労働、パート派遣、高齢者労働、障害者労働、外国人労働、社会福祉などがあり、これらで、蔵書の半数以上を占めています。この他にも、経済書をはじめ経営学、心理学、教育学、社会学など関係分野に及んでいます。また、和雑誌(490種)、洋雑誌(220種)、紀要(450種)、組合機関誌・紙についても、受け入れています。



ご案内
労働図書館(資料センター)

特色としては、厚生労働省をはじめとする官公庁発行の統計類などの逐次刊行物、日本経団連など経営者団体の刊行物や民間研究団体刊行物、社史があり、労働組合に関しては、労働運動史、ナショナルセンターや産業別組合の大会資料などを継続的に収集しています。洋書については、特にILO(国際労働機関)総会の議事録やOECD(経済協力開発機構)の刊行物、各国政府の労働統計書などを収集して閲覧に供しています。特殊コレクションは、戦前・戦後を通して労働組合の歴史的に貴重な原資料を収集、保管しています。

開館時間:9:30~17:00

休館日:土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月28日~1月4日)、その他

電話番号:03(5991)5032/FAX:03(5991)5659

利用資格:閲覧はどなたでも自由にできます

貸出:和書・洋書とも2週間、5冊までです

※身分証明書(運転免許証、健康保険証など)をお持ちください

レファレンスサービス:図書資料の所在調査などのサービスを行っています